

平成24年11月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)1件、石油ふろがま1件、
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち電気掃除機1件、腕時計1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 2件
(うち電気温風機1件、投げ込み式湯沸器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報専門調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200114を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 東芝ホームアプライアンス株式会社が輸入した電気掃除機について (管理番号A201200114) (経済産業省と同時公表)

① 事故事象について

東芝ホームアプライアンス株式会社が輸入した電気掃除機を使用中、発煙し、当該製品を焼損、周辺を汚損する火災が発生しました。

調査の結果、モーターから出た高温物質片（高温のカーボン片）が、本体内部の排気フィルター（誤って非難燃性材料を使用）に付着したため、発煙に至り、製品を焼損し周辺を汚損したものと考えられます。

当該事故は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故報告を受け、平成24年5月15日に「ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故」として公表（管理番号A201200114）していたものです。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（「NITE」）に報告された事故は2件（いずれも非火災）です。これら3件の事故については、人的被害は生じておりません。

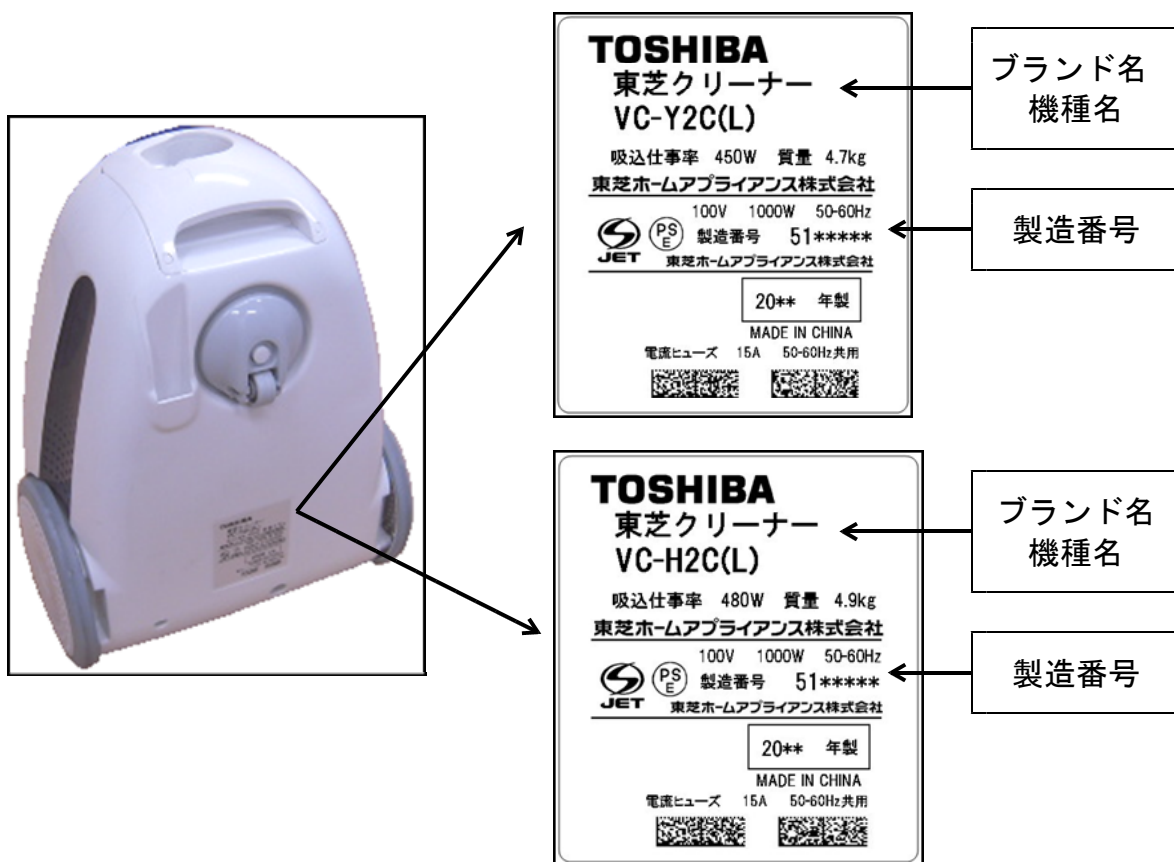
② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、本日、プレスリリース及びホームページへ情報掲載を行うとともに、平成24年11月28日付けで新聞社告、販売店を通じた所有者に対するダイレクトメールの送付などを実施し、平成24年11月28日より対象製品について無償交換を実施します。

③ 対象製品：商品名、機種・型式、対象製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種・型式	対象製造番号	製造期間	対象台数
東芝クリーナー (電気掃除機)	VC-Y2C (L)	5100001~5168995	平成21年10月 ~ 平成23年3月	68,995台
	VC-H2C (L)	5100001~5104852	平成21年10月 ~ 平成22年5月	4,852台
合 計				73,847台

対象製品の外観及び確認方法：製品本体の裏面に銘版があり、その中にブランド名、機種名及び製造番号が記載されています。



④事業者の対応

代替製品への無償交換を実施します。

⑤事業者の告知

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・プレスリリース | 平成24年11月27日(火) |
| ・ホームページへの情報掲載 | 平成24年11月27日(火) |
| ・新聞社告 | 平成24年11月28日(水) |
| ・所有者に対して
ダイレクトメール送付 | 平成24年11月28日(水)以降順次 |

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、速やかに下記問合せ先まで連絡して、無償交換を受けてください。

(東芝ホームアプライアンス株式会社の問合せ先)

電話番号：0120-060-403

受付時間：9時～20時(平成24年12月14日まで毎日)

9時～18時(平成24年12月15日以降、土・日・祝日、

年末・年始(12月29日～1月3日)を除く。)

ホームページ：<http://www.toshiba.co.jp/tha/>

(2) 株式会社マルマンプロダクツが輸入した腕時計について（管理番号A201200621）

① 事故事象について

子供（6歳）が株式会社マルマンプロダクツの輸入した腕時計を装着したまま就寝したところ、負傷しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、製造時の内部部品の取り付け不良により、部品間が通電していたため、当該製品のリュウズ（時計の側面に付けられた突起）と裏蓋に長時間肌が同時に触れていたことで、肌に持続的に電流が流れ負傷したものと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成24年3月6日にホームページに情報を掲載するとともに、新聞社告や販売店を通じたダイレクトメールの送付により注意喚起を行い、対象製品について、無償点検・修理（部品間の通電防止のため絶縁シートを挿入）を実施しています。

③ 対象製品等：型式、品番、販売期間、対象製品の台数

型式	品番	販売期間	対象製品の台数
MR003	MR003-01 MR003-02 MR003-03 MR003-04 MR003-05	平成23年2月 ～ 平成24年3月5日	7,800台

改修率 27.6%（平成24年10月31日現在）

対象製品の外観及び確認方法

1) 対象製品の外観



（写真はMR003-04）

2) 対象製品の確認方法



④ 消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ輸入事業者の行う無償点検・修理を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、無償点検・修理を受けるまでの間については、当該製品のリュウズ（時計の側面に付けられた突起）と裏蓋に長時間肌が触れないように十分注意してください。

(株式会社マルマンプロダクツの問合せ先)

お客様相談室

電話番号：0120-105-379

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.maruman-products.co.jp/jp/support/release/index.html>

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担当：大木、長井、川船

電話：03-3507-9204 (直通)

FAX：03-3507-9290

(東芝ホームアプライアンス株式会社が輸入した電気掃除機についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、角田、古田 電話：03-3501-1707 (直通)

(株式会社マルマンプロダクツが輸入した腕時計についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、谷、山田 電話：03-3501-1707 (直通)

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200619	平成24年10月26日	平成24年11月21日	開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	RUS-V51RTA(WH)	リンナイ株式会社	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	山形県	11月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200622	平成24年11月4日	平成24年11月22日	石油ふろがま	CK-5	株式会社長府製作所	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から30年以上経過した製品
A201200624	平成24年11月11日	平成24年11月22日	石油ストーブ(開放式)	RC-296S	株式会社トヨトミ	火災 死亡1名	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、住宅1棟を全焼、1名が死亡した。現在、原因を調査中。	京都府	11月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200114	平成24年4月15日	平成24年5月10日	電気掃除機	VC-Y2C	東芝ホームアプライアンス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、発煙し、当該製品を焼損、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、モーターから出た高温物質片(高温のカーボン片)が、本体内部の排気フィルター(誤って非難燃性材料を使用)に付着したため、発煙に至り、製品を焼損し、周辺を汚損したものと考えられる。	三重県	5月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの11月28日からリコールを実施(特記事項を参照)
A201200621	平成24年10月1日	平成24年11月21日	腕時計	MR003	株式会社マルマンプロダクツ (輸入事業者)	重傷1名	子供(6歳)が当該製品を装着したまま就寝したところ、負傷した。事故原因は、現在、調査中であるが、製造時の内部部品の取り付け不良により、部品間が通電していたため、当該製品のリュウズ(時計の側面に付けられた突起)と裏蓋に長時間肌が同時に触れていたことで、肌に持続的に電流が流れ負傷したものと考えられる。	広島県	事業者が事故を認識したのは、11月20日3月6日からリコールを実施(特記事項を参照)改修率 27.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200620	平成24年11月15日	平成24年11月21日	電気温風機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201200623	平成24年11月	平成24年11月22日	投げ込み式湯沸器	火災	当該製品を使用後、浴槽から取り出し、電源プラグを差したまま放置していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故情報専門調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し